

総務省 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会
金融データワーキンググループ 御中

情報の利活用に関する論点と スコアリングについて

一般社団法人Fintech協会
分科会事務局長 落合 孝文

1 Fintech事業者の規制上の要望事項

1 「利用者のために」サービスを行う事業者に対し 様々な金融機関への接続を可能とするための横断的な制度創設

問題の背景

- 2018年の改正銀行法施行により、預金口座への決済指図等を行える銀行APIに接続する電子決済等代行業者が新たに登録制となった。これにより、自身では利用者の資金を預からず、銀行に指図を取り次いで、電子的に決済や送金を可能とするFintechサービスの提供が可能となり、事業者の参入が進む見込みである
- これにより、旧来の金融機関側のために業務を実施する代理業者のように、金融機関の目線で利用者に金融商品/サービスを販売するのではなく、利用者の選択を補助し、利用者にとって、より内容/条件の良いサービス享受を可能にすることが可能である
- 利用者のためにそのデータを扱うFintech事業者としては、利用者に対して、決済のみならず、他の金融サービス（融資、預金等）を利用する・金融商品・保険を購入する場面でも業務を提供し、利用者にデータ利活用による成果を還元できるはずである
- しかし、例えば、銀行業務との関係でも現状では媒介・取次概念が依然としてあいまいで、銀行代理業に該当するという解釈が広く適用される場面が存在する。また、貸付には利用者のために貸付の媒介を行うためには、貸金業法の適用があり、銀行法とは全く別の行為規制を遵守する必要が生じている
- さらに、金融商品取引法、保険業法といった銀行以外の金融機関を規制する法令との関係でも、金融機関のためのサービスを特に意識した代理・媒介に関する規制が多くあり、利用者側でサービスを提供するFintech事業者が、横断的にサービスを展開することに制約がある

1 Fintech事業者の規制上の要望事項

1 「利用者のために」サービスを行う事業者に対し 様々な金融機関への接続を可能とするための横断的な制度創設

Fintech事業者の要望事項

- 銀行業も含む全ての金融規制の及ぶ金融機関との関係では、今後利用者の委託を受けて、預金の預け入れをする、あるいは銀行ローン申込、金融商品、保険商品購入といった指図を取り次ぐ場合にも、電子決済等代行業とできる限り同様の枠組みに沿って同一ライセンスで可能とする法制としていただきたい。電子決済等代行業者からの業務範囲拡大による行為規制の付加は、利用者のために事業を行うことを勸案し、最小限のものにとどめて頂きたい**
- 金融機関が自ら必要な説明や他の行為規制を満たすことを前提に、Fintech事業者が取扱う情報を金融機関へ電子的に連携する場合（申込の補助行為等）や、利用者への金融商品の情報提供/広告配信を行う場合に、「媒介」に該当しない範囲の明示が望まれる。「媒介」に該当する場合を、具体的な行為ごとにガイドライン等で明確化することをお願いしたい

	金融機関の委託	利用者の委託	
預金	銀行代理業	?	電子金融代行業？
為替取引	銀行代理業	電子決済等代行業	電子金融代行業？
貸付	銀行代理業	貸金業	電子金融代行業？
金融商品	金融商品仲介業	1種/投資代理・助言業	電子金融代行業？
保険	保険代理店	保険仲立人	電子金融代行業？

1 Fintech事業者の規制上の要望事項

2 ベースとなる登録の共通化と機能ごとの届出を可能とするための横断的な制度創設

問題の背景

- Fintechでは、利用者のニーズにあわせてサービスが設計されるため、複数の業態をまたぐ形でサービス提供している会社が多く見受けられる
(例: プリカ(前払)×資金移動、プリカ(前払)×クレカ(信用購入あっせん)、資金移動×貸金)
- 規制が複数となる場合には、それぞれごとに登録等を取得する必要がある
- 事業者が複数登録を得て横断的なサービスを提供しようとした場合、それぞれの所管部署に対して一から登録申請を行い、登録審査を受け、さらにその後の監督/モニタリングを業法ごとに対応する現状は、負担が大きい。とりわけ大企業であれば負担を甘受しうる場合もあるものの、特にベンチャーにとっては極めて負担が大きい

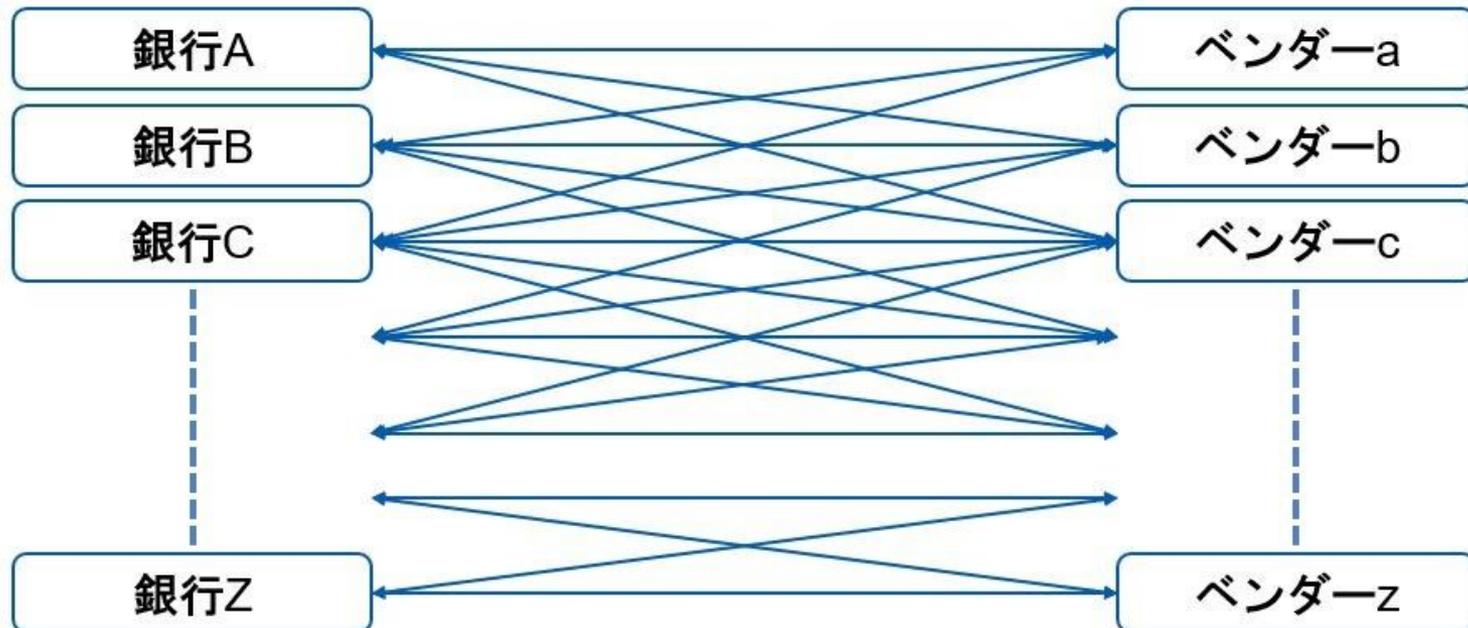
Fintech事業者の要望

- 例えば、資金決済法及び貸金業法上の登録、電子決済等代行業者の登録などにおいて、態勢整備において共通する部分は共通の登録とし、機能追加の際に個別の届出で足りるような法制は考えられないか
- また、監督の場面においても、複数の部局との関係で業法ごとに説明するのではなく、主担当とされる部局による一括しての検査・モニタリングが望ましい
- 諸外国のアクティビティベースの規制体系を参考にしていきたい
- 加えて、例えば、犯収法、外為法、国外送金等調書法の平仄が取れていないなど、類似する行為義務が課されている者の、根拠法等の違いにより生じている事業者負担を軽減できないか

2 API利用のガバナンスの考え方

現在の状況

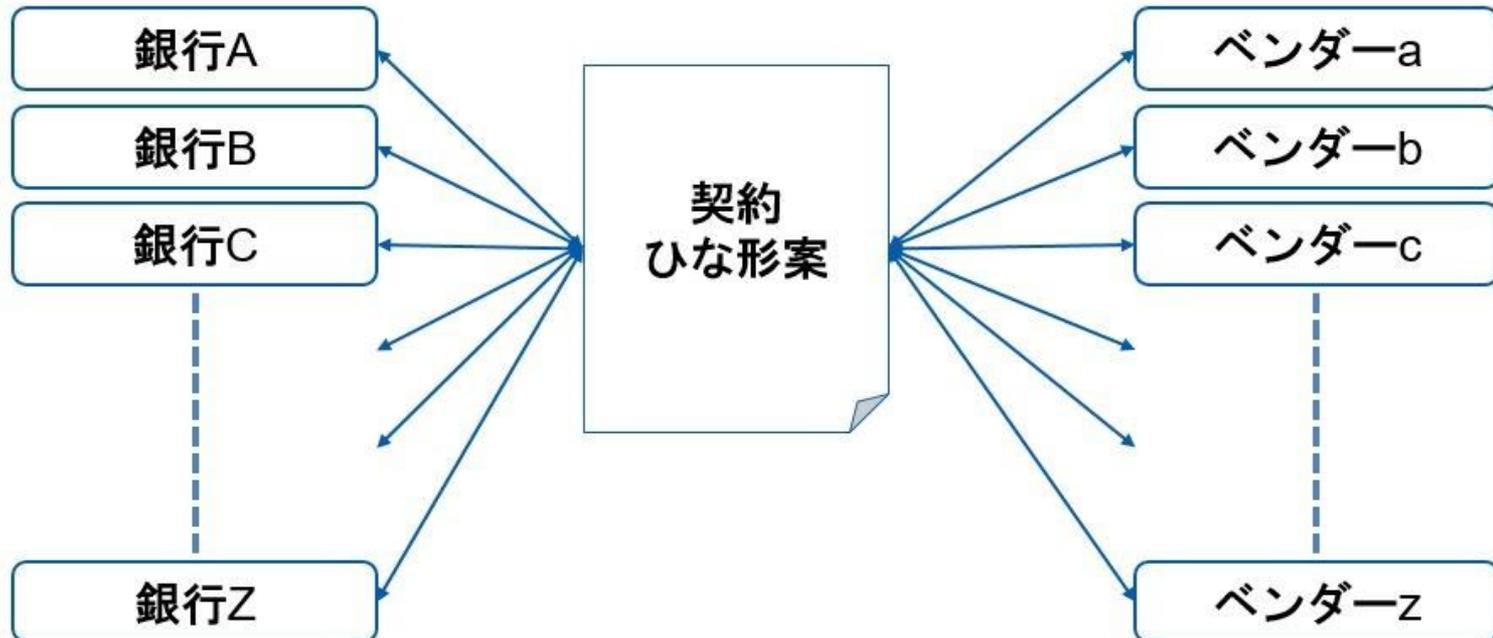
- 独自の契約案を用いた、N対Nの契約交渉



2 API利用のガバナンスの考え方

ひな形を用いた場合

■ 共通のひな形案を用いた円滑な契約交渉



3 金融APIの先行ケースとしての 銀行APIの進捗状況及び課題（再論）

背景

- 金融データの流通・活用によるオープン・イノベーションの先行的事例として、銀行APIのケースが挙げられる。
- 改正銀行法において「電子決済等代行事業者」という新類型を追加、データ利用側の登録制導入と、データ開放側の努力義務を定め、金融データの流通の先行事例となっている。

現状・進捗

- API接続は、ベネフィットとリスクを考慮して「**1.契約書**」を締結し、「**2.セキュリティチェックリスト**」に従ってチェックを行った上で、「**3.電文仕様**」に沿って開発するという流れになる。
- 多数の接続業者と多数の銀行が、上記の流れで（かつ効率的に・品質を担保しながら）接続していくためには、**1~3についての一定の標準化が重要となる。**
- また、API接続にあたっての接続料については、ベンチャー企業でも接続しやすく、オープン・イノベーションが促進される水準になっているかという観点が必要となる。

課題・残論点

- 1~3のいずれについても、既に全国銀行協会及びFISC（金融情報システムセンター）によって標準化が進められている。しかし、**契約書の雛形や、セキュリティチェックリストの雛形から独自の変更が行われるケースが散見される状況であり、注視が必要である。**
- また、**API接続料水準についても、API接続が順調に進展することが期待できる水準となっているか、注視が必要である。**
- これらの銀行における先行事例については、**保険・証券やクレジットカード等の他の金融分野への援用（及び、それによる時間コストの節約）が期待されよう。**
- その際は、標準化に時間をかけるあまりの本末転倒（イノベーションを牽引するユースケースの登場が、標準化を待つがために遅れる）は避けるべきである。まずは**スクレイピングで、ユースケースの実現が可能な場合は、（一定のセキュリティ水準を前提とした上で）否定するべきではない。**

4 スコアリングについて

米国での状況について

- **（既存の状況）**

米国では従来からFair Issuer Corporation(FICO)などのスコアリングが利用されている。ドイツ・フランスなどの中央銀行等の政府主導モデルに比べると、民間の市場作用により成り立っている部分が多い。

- **（利用する情報）**

FICOスコアは、Experian、Equifax、TransUnionという大手のクレジットポートを利用しており、与信実績が含まれ、さらに裁判所の命令等の公開された個人の公的情報や賃料支払状況が含まれることがある。

- **（スコアリングの応用範囲）**

スコアリング結果は、与信のみならず、様々なバックグラウンドチェックに利用されている。

例：住宅の賃貸、自動車や住宅の付保、従業員を採用・・・

- **（課題）**

ワシントン州など、州によっては、従業員採用の際にスコアリング結果の提出を求めることが禁止される場合等もある。

4 スコアリングについて

中国での状況について

- **（既存の状況）** アリババ傘下の芝麻信用が日本でも著名であるが、信用情報パイロット企業として業務を行っている事業者は、信用情報パイロット企業として、テンセントグループ傘下の騰訊征信や伝統的信用情報機関などを背景とする事業者 8 社も出ている。
- **（利用する情報）** 事業者によって、利用する情報は異なるが、芝麻信用であれば、アリババでの電子商取引、アントフィナンシャルの保有情報のほか、金融機関や公共事業者の情報を利用することもある。騰訊征信であれば、QQ、WeChat、財富通などの情報を利用。
- **（スコアリングの応用範囲）** 金融取引だけでなく、住宅賃貸、カーリース、P2P取引での信用評価にも広がる可能性がある。
- さらには、一定のスコアリングを得た者が、例えばカナダでのビザ取得容易化等公共サービスへの応用に関しても公表されている。
- **（技術）** 技術的には芝麻信用については、機械学習を利用するが、芝麻スコアの計算方法は米国FICOスコアと類似するとの指摘がされることもある。
- **（課題）** 各パイロット企業においては情報が財産であり、その共有は進んでいなかった。
- **（今後の動き）** 中国人民銀行が2018年2月22日に百行征信用有限公司（信聯。インターネット金融協会及び上記8社が出資）に、正式な個人信用情報ライセンスを与えたことを発表し、最初の政府の正式なライセンスを得た企業となった。
- 同社については、伝統的な貸借情報に基づくスコアリングを行っていくが、今後情報が活用されるのではないかと考えられている。

4 スコアリングについて

日本での議論の視点

● 基礎データの流通

前提として、分析対象とする情報の収集が必要になる（データ流通ができることが議論の基礎となる可能性がある）。このため、分析対象とするデータの流通が促進されること自体がまず重要とも思われる。

● データの分析

どのような情報をどのように分析して、「信用」を判定するかは、様々な方法がありうる。データの集積及び人工知能技術の利用などにより、高度化することが想定される。

● 評価結果を含む情報の流通・利活用

スコアリング又は基礎データを分析した何らかの信用情報については、必ずしも金融取引、与信に限らず利用される場合がある。これは、金融に限らないシェアリング、P2P取引などができる基礎となる可能性がある。

このような「評価結果を含む情報」については、各国において画一的な内容ではないものの、何らかの制限を設けることもあり、内容・利用方法などにはよるが、個人に十分な配慮を行いつつ利活用を促進することで、イノベーションに繋げられる可能性がある。